

好評
発売中!

全国の書店
Amazon など
でお求めください!



営業所間における 運転者及び車両の移動の弾力化

近年、電子商取引の拡大、荷物の小口・多頻度化が生じ、これまでより緻密な車両、運転者の配置管理が必要になっています。このため国土交通省は、配置管理の負担軽減を図るべく、営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化に関する通達を発出しました(2024年8月30日付)。

不要になる手続き

本通達に伴い、一般貨物自動車運送事業者が、一定期間に限って業務の応援のため同一事業者の他の営業所に運転者又は事業用自動車の移動を実施する場合には、移動の対象となる事業用自動車は移動元営業所に配置されているものとし、本来では必要とされている手続きが不要になります。

(1) 事業計画の変更届

車両の増減を行う際には、本来貨物自動車運送事業法上の事業計画の変更届(営業所に配置する事業用自動車の数の変更)を管轄運輸支局に提出する必要がありますが、不要になります。

(2) 変更登録の申請

車両の営業所間移動を行う際には、本来当該車両の使用の本拠が変更されるので、道路運送車両法上の変更登録を管轄の自動車検査登録事務所に申請する必要がありますが、不要になります。

※ただし、移動先営業所が不利益処分により、事業計画の拡大ができない期間においては、上記通達は適用できません。事業計画の拡大ができない不利益処分は、運行管理の不備、整備管理の不備、改善基準告示の著しい違反等を原因としてなされます。

運用方針

本通達の適用にあたって、同通達内で以下の運用方針が定められています。

(1) 一定期間の詳細

「一定期間」は、**30日以内**とし、連続した本通達の適用は認められません。また1年間で本通達の適用を実施する**上限は120日間**とされています。

(2) 移動元営業所に対する制限

同時に同一営業所から移動する運転者数及び車両数の合計は、移動元営業所の選任運転者数及び配置車両数のそれぞれ**5割を超えられません**。移動元営業所に20台の車両が配置されている場合、上記通達を利用した車両の移動は10台までです。

(3) 情報共有

移動元営業所から移動した運転者及び移動車両に係る必要な情報が、移動時に**移動先営業所に共有**する必要があります。

- 移動運転者の運転者等台帳
- 指導及び監督の実施に関する記録
- 健康状態に関する記録
- 点呼の記録
- 業務の記録
- 運行記録計による記録
- 移動車両の自動車検査証(券面記載情報)
- 点検整備記録

(4) 運行管理の方法

「運行管理」は、原則、移動元営業所で行いますが、移動先営業所において**運行管理業務の履行補助(点呼等)を行うことも認められます**。

後者の場合、移動先営業所は、その状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有しなくてはなりません。

(5) 整備管理の方法

「整備管理」は、原則、移動元営業所で行いますが、移動先営業所において**整備管理業務の履行補助(日常点検等)を行うことも認められます**。

後者の場合、移動先営業所はその状況についてその都度電磁的記録により移動元営業所に共有しなくてはなりません。

(6) 移動車両の記録保存

移動車両の状況を容易に把握できるように、移動期間及び移動車両を特定する情報(自動車登録番号等)を関係する営業所において**直近1年間保存**します。

(7) 明文化および責任の所在

上記各号に係る業務については、その対象営業所や、運行管理及び整備管理の方法について、**運行管理規程及び整備管理規程に明確に定め**ます。また、移動運転者に関する運行管理の責任及び移動車両に関する整備管理の**責任は移動元営業所が負**うものとします。

佐久間の私見!

改正改善基準告示によって、限られた時間の中でしか車両を動かすことができない運送事業者にとってはメリットが大きいと感じました。複数の営業所を有する運送事業者にとっては、車両を配置する営業所を柔軟に変更することで、ドライバーの拘束時間の削減、運転時間の削減に寄与することでしょう。

一方、当該通達を利用することによって運行管理業務の複雑性が増してしまうことが懸念されます。今までは営業所という枠組みの中で配車を検討すれば良かったものの、営業所という枠組みを越えて配車を組む

ことが可能になり、運行管理者はより多くの選択肢の中から最適な配車計画を組む必要を迫られます。全社的な最適配車計画を組むためには、運行管理者は他営業所の運行管理者とも連絡を密に取りながら、配車計画を作成していかなくてはなりません。

当該通達の趣旨説明の部分では、次のような一文があります。

運行管理、整備管理のDX化を前提とした運転者、車両の柔軟な運用を認めることで、貨物自動車運送事業者における運転者及び車両の配置管理の負担軽減を図るべく、標記事項を実施することとした。

当該通達の運行管理方法、整備管理方法部分でも記載しましたが、これらは「電磁的記録」を求めています。これは社内のDX化に取り組む運送事業者に対する優遇処置と見ることもできます。

国交省はDX化を進める運送事業者に対して優遇措置を認めることを通じて、業界全体のDX化を推進しようとしているのでしょう。今後、設けられる優遇措置もDX化を前提とした運用を求めてくる可能性があります。運送事業者にとってDX化は単に社内業務効率化に資するだけでなく、経営上のアドバンテージを持つことにも繋がります。

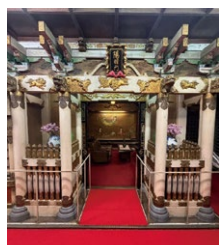


佐久間の部屋!

登録有形文化財のお食事処
鯛よし百番(大阪)

皆さんは飛田新地(大阪府大阪市)というエリアをご存じでしょうか。現存する遊郭街の中でも他とは異なる珍しい営業形態で人気を博するエリアです。今も18時をすぎると男性客で賑わう秘密のエリア…そんな飛田新地の片隅で、旧遊郭を改装し、本当の料理屋として営業しているのが「鯛よし百番」です。旧遊郭の雰囲気そのまま残し、今に伝える歴史的にも重要な建物(登録有形文化財)が大変趣深いです。今回は大阪出張の際に「鯛よし百番」に伺いましたので、紹介したいと思います(念のため、「鯛よし百番」以外の料理屋については立ち寄っていないことをここに明記します(笑))。

エントランスに入ると、大正・昭和の時代を思わせる赤絨毯が迎えてくれます。靴をロッカーに入れ、赤絨毯を歩いていくと左手に日光東照宮の「陽明門」



陽明門

を模した待合の入り口がありました。その装飾品の美しさから徳川家光公をして「日が暮れるまで見ても

飽きない」と言わせた豪華絢爛な建造物…その美しさに見とれてしまい、時の経過を忘れてしまうというのはどこかかつての「鯛よし百番」を象徴しているようにも思えます。

案内されたのは「鈴の間」という部屋でした。この部屋にて接客を行っていた遊女が天井を鈴で埋め尽くしていたことに由来しています。私は天井を見上げながら、かつて飾られたであろう鈴を重ね、一体何がその鈴を鳴らすきっかけになったのかと想像を繰り広げていました。折角なので、他の部屋も見せてほしいと女将さんに頼んだところ、ちょうどお客さんも少ないこともあってご快諾いただき、案内をしていただきました。

印象的な部屋が「由良の間」と呼ばれる部屋です。他の部屋よりも広く作られており、装飾品も豪華でした。天井の装飾、障子戸の造りにはそれぞれ細やかな装飾がなされ、見事でした。「鯛よし百番」の中でも、最も格式が高い部屋です。他にも様々な部屋があり、女将さんよりご紹介いただいたのですが、紙面の都合上割愛させていただきます。

「鯛よし百番」は料亭で、料理は



鈴の間

由良の間

コース料理となっています。一番高いすきやきコースでも7,000円(税抜)ですので、身構えて行く料亭ではありませんが、事前に予約をしておく必要はありますので注意してください。

個性豊かな個室にて、かつてそこで繰り広げられた男女の情事に思いを馳せながら、美味しい料理に舌鼓を打つのも粋な時間ではないでしょうか。是非、大阪に行く予定がある際には立ち寄ってみてください。